5. 認可申請提出書類一覧

早見表(認可申請書と添付書類)

- ※事前にご相談ください。
- ※特段記載がない限り承継先に係る書類を作成・取得ください。

〇提出部数 正本1部

□・・該当するいずれか提出必要 ▲・・・既に提出している場合には省略可	※特技記載かない	`限り承継先に係る書類を作成・取得くたさい。					〇提出部数 止本1部	
#	□・・・該当するいずれか	・該当する場合提出 提出必要 ▲・・・既に提出している場合には省略可 区	譲渡	合併	分割	相続	備考	き 対象
技術文学2月97			_					+-
株式第20年の10	1711 2211		0					(
株式東29-90	様式第22号の7	合併認可申請書(第1面、第2面)		0				
特式第22号の8	様式第22号の8	分割認可申請書(第1面、第2面)			0		こついて 第2回]を作成	(
技術文学2906 長沙藤 (健康保険等に関する間出について)	様式第22号の10	相続認可申請書(第1面、第2面)				0		(
極式第229-011 短影響(健康保険等)に関する届出について)		申請者と被相続人との続柄を証する書類				0	戸籍謄本等	
別紙二(株社) 日本式第5号 日本式第5	様式第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)	Δ	\D	\		認可申請時に様式第7号の3及び社会保険関係の届書を提	
京新工 (様式第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)				Δ	出したことを証する書面を提出しない場合に提出	
別紙二 (相続) 第年技術者一覧表	別紙一	役員等一覧表〈注1〉	0	0	0	_		
明紙二(相続)		営業所一覧表	0	0	0	0		
接式第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金組		専任技術者一覧表	0	0	0	0		
接式第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金組	様式第2号	工事経歴書	0	0	0	0	・承継先に係るものを提出	
様式第4号 使用人数	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額				0	※合併新設法人、新設分割法人を除く	
様式第6号	様式第4号		H-	_		-		T
型窓されていないことの証明書 投資等(注2)及び令3条使 ○ ○ ○ 録行後33か月以内のものに戻る						-	THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	╀
中央	-			_		_		t
様式第7号の2 特別の機合を経営業務の管理責任者等の証明書	<u> </u>	T 1 4 E = 1 = 12 % T		-			発行後3か月以内のものに限る	F
様式第7号の2 常動の真等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の □ □ □ 規則第7条第1号 「根式第7号の2/開紙で 第四箇		37111911	_	<u> </u>		Ť		╁
様式第7号の27 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の27例紙 様式第7号の3 健康保険等の加入状況 一 社会保険関係の個書を提出したことを証する書面	悚 式 弟/号		ш	ш		Ц	規則第7条第1号1該当の場合に提出	ł
様式第7号の2別紙 株式第7号の2別紙 株式第7号の2別紙 株式第7号の3回標 に構成するの8回番		証明書(第一面~第四面)						1
株式第7号の3 健康保険等の加入状況	様式第7号の2別紙一	常期役員等の哈隆書				П		
株式第18号 専任技術者証明書 登理技術者資格者証等 本 (注5)	様式第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書						ļ
様式第8号 専任技術者証明書 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							・申請時に提出不可の場合は、承継日(相続は認可日から)	-
会格証、実務経験証明書、監理技術者資格者証等	_	社会保険関係の油書を提出したことを証する書面	Δ	Δ	Δ	Δ	から2週间以内に従出	
様式第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ○ ○ ○ ○ 該当なしの場合「該当なし」と記載 ** 全員分を提出 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	様式第8号	専任技術者証明書	0	0	0	0	承継元の専任技術者と承継先の専任技術者は、原則とし	
様式第12号	_	合格証、実務経験証明書、監理技術者資格者証等		A (注5))	て、同一人物であること ※相続を除く	
様式第12号	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	0	0	0	0	該当なしの場合「該当なし」と記載	Ī
日等に関する調書	様式第12号		0	0	0	0	・様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者に	
株式第14号 株主(出資者)調書	様式第13号		Δ	Δ	Δ	Δ		Ī
様式第15号 貸借対照表 検式第16号 損益計算書 検式第17号 株主資本金等変動計算書 体式第17号 株主資本金等変動計算書 本式第17号の2 注記表 検式第17号の3 附属明細表(注3)	-	定款	0	0	0	_	法人である場合に提出	
様式第16号 損益計算書	様式第14 号	株主(出資者)調書	0	0	0	_	法人である場合に提出	Ī
株式第17号 株主資本金等変動計算書 株式第17号 株主資本金等変動計算書 株式第17号の2 注記表 技式第17号の3 附属明細表〈注3〉 株式第18号 貸借対照表 接式第19号 損益計算書 上 「	財 様式第15号	貸借対照表						T
様式第17号 株主資本金等変動計算書		損益計算書	1				財務諸表表紙も添付	
接式第17号の2 注記表 接式第17号の3 附属明細表〈注3	T	—————————————————————————————————————	1	0 0 0			. 소유화하는 1 자꾸하라시에서 1 호 ㅋㅋㅋㅋㅋㅋㅋㅋ	
様式第17号の3	法 様式第17号の2		0		C	C		l
様式第18号 貸借対照表 様式第19号 損益計算書	A		ľ				を満たしていることの確認を行う)。この場合、認可の際に条	
様式第19号	○ ## + # + 10 F		1					
- 商業登記簿謄本 (※) - 「商業登記簿謄本 (※) - 「協人の場合、個人事業の支配人会記がされている場合に提出 (※) 合併により新設された法人及び 申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合に提出 (規則第4条第1項第11号) 製立された法人については、承継日から30日以内に提出 (規則第4条第1項第11号) 株式第20号の2 所属建設業者団体 (※) - 納税証明書(事業税) ※直前1年の各年度 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						Lāī		
- 協定代理人の登記事項証明書	一		0	0	0	Δ	・個人の場合、個人事業の支配人 登記がされている場合に提出 合併により新設	Ì
様式第20号 営業の沿革 (※)	_	法定代理人の登記事項証明書	Δ	Δ	Δ	Δ	申請者が未成年者であり、その法定 代理人が法人の場合に提出 (規則第4条第1項第11号) された法人及び 新設分割に法り 設立された法人 については、承	
様式第20号の2 所属建設業者団体 (※) O O S 該当なしの場合「該当なし」と記載	様式第20号	営業の沿革 (※)	0	0	0	0		Ī
- 納税証明書(事業税) ※直前1年の各年度 ○ ○ ○ 合併新設法人、新設分割法人を除く 様式第20号の3 主要取引金融機関名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								t
様式第20号の3 主要取引金融機関名 OOOO - :株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を	_		H-	_	-	Ť		t
・株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を	様式第20号の2					_	ᆸᄢᄤᄱᄭᇧᆒᄍᄭᆸᄞᄱᄉᆫᄥ	t
	1水ルオ20ク0/3	- エタペリ业間が内口	_)	<u> </u>	<u> </u>	・ 株主処会の承認が大悪も担点と殴さ、株主処人のできた	ł
	_	譲渡及び譲受けに関する契約書(写し)	0	_	_	_		

譲渡 合併 分割 相続

			譲渡	合併	分割	相続		
	-	譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易事業譲渡(会社法第467条第1項第2号かっこ書) に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、事業の譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出	0	-	ı	-	・被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 ・個人については提出不要	
	-	合併に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易吸収合併(会社法第784条第2項、第796条第2項)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、合併に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出		0			被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人) 及び承継人それぞれについて提出 (合併の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人	
提出	_	合併契約書の写し及び合併比率説明書		0			株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が 不要とされる場合を除く)	
書類	_	合併の方法及び条件が記載された書面		0			吸収合併・新設合併の別及び合併の条件(合併契約書のと おりである場合はその旨)を記載	
等	-	分割に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※簡易吸収分割(会社法第796条第2項)又は簡易新設分割(同法第805条)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、分割に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出			0		被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人) 及び承継人それぞれについて提出 (分割の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・分割承継法人 ・分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は 一部を承継させる法人	
	_	分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書) の写し及び分割比率説明書			0		株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が 不要とされる場合を除く)	
	_	分割の方法及び条件が記載された書類			0		吸収分割・新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は 分割計画書のとおりである場合はその旨)を記載	
	_	申請者以外の相続人同意書	_	_	- 1	0	申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべて の相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに 対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相 続人が住所及び氏名を記載した同意書	
		相関図等	_	_	_	Δ	相続人が複数いる場合のみ	
	_	委任状	Δ	Δ	Δ	Δ	行政書士による代理申請の場合必要 ※被承継人、後継人全員必要(連名可)	
	営業所の写真(本店及)		Δ	Δ	Δ	Δ	変更がある場合、提出	
	- 500万円以上の残高記	E明書〈注4〉	Δ	Δ	Δ	Δ	主要取引金融機関の「現在残高証明日」が申請日前1か月 以内のもの	
確認	経営業務の管理責任者	1等の経験の確認資料	0	0	0	0	変更がない場合、前回許可申請時の経管証明書(様式第7号)の写しでも可	
浴	<mark>資</mark> 75歳以上常勤していることの申立書(経管、専技、令3条使用人)		Δ	Δ	Δ	Δ		
料	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料		0	0	0	0	認可申請時点において、提出が困難な場合には、事業承継	
	専任技術者の常勤性の確認資料			0	0	0	後すみやかに提出すること。(概ね2週間以内)	
専任技術者の「実務経験」の確認資料 🛕				Δ	4	Δ		

- 〈注1〉 個人の場合は添付不要。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等(個人である者に限る)を含む。
- 〈注2〉 顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。
- 〈注3〉 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第 25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。 ① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- 〈注4〉一般建設業許可で、直近の財務諸表の自己資本の額が500万円に満たない場合に必要。また、一般建設業許可であれば、被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継の日に被承継人の建設業者としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の営業実績も引き継ぐこととなるため、財産的要件の基準に適合するものとして取り扱うので、残高証明書は不要。
- 〈注5〉 既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可
- ※ 承継人が建設業者(許可業者)である場合における認可申請者が提出を省略できる書類については、譲渡及び譲り渡し又は合併若しくは分割のときは法施行規則第13条の2第7項、相続のときは法施行規則第13条の3第5項を参照のこと。なお、本県への申請においては、審査を円滑に行う観点から、当分の間、原則として省略せず提出してください。
- ※ 上記資料の中には、法施行規則第13条の2第6項及び第13条の3第4項の規定により、本県独自の提出資料も含まれます。このほか必要と認める場合は、 追加して個別に提出を求めることがあります。
- ■長崎県の許可業者が大臣認可を受ける場合に提出する必要があります ※正本1部

様式第22号の9(承継)	届出書(譲渡等に係る認可申請した旨の届出)	大臣への認可申 請後速やかに	郵送可 (宛先)〒850-8570 長崎市尾上町3-1
様式第22号の12(相続)	届出書(相続に係る認可申請した旨の届出)		長崎県土木部監理課 建設業指導班 宛